

※住宅のみの対象とさせていただきます。集合住宅及び店舗等は対象外となります。「建物35年保証」は、お客様が売主規定に基づき点検を売主に受けられ、建物の品質及び性能を持続し、以上で必要となる「防蟻工事」並びにメンテナンスの必要ありと判断された「防水工事」及び「構造躯体を守る為の工事」について、売主により有償メンテナンス工事を継続して施工された場合には、「構造躯体」について、最長35年保証を行うものとします。